

役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛寿会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会に出席した場合のことをいう。
- (6) 費用とは、理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会に伴い発生する旅費（交通費）であって、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員には、定款21条に定める金額の範囲内で報酬を支給する。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で報酬を支給する。

3 評議員選任・解任委員会には、定款第8条及び21条に準じて報酬を支給する。

(報酬の額)

第4条 役員の報酬額は1回につき、5,000円とする。

2 評議員の報酬額は1回につき、5,000円とする。

3 評議員選任・解任委員の報酬は1回につき、5,000円とする。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員が負担した旅費（交通費）を支給する。

- (1) 理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会への出席 1回につき、1,000円

(報酬の支給日)

第6条 理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会開催日に支給する。

(報酬の支給方法)

第7条 報酬は、現金をもって本人に支給する。

2 報酬は、法令の定めるものを控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。